

東京大学特別研究員受入れ実施要項

平成20年9月19日

総長裁定

(趣旨)

第1条 この要項は、本学において日本学術振興会特別研究員(DCを除く)及び外国人特別研究員(以下「学振特別研究員」という。)を受入れる場合の取扱いその他必要な事項について定める。

(手続き)

第2条 部局長は、学振特別研究員が、採択された研究課題について、本学において研究に従事することを希望する場合は、日本学術振興会から採用内定通知があったのち、受入れ承諾をする際に部局長宛てに本学が指定する誓約書(別紙様式)を提出させることとする。

(許可)

第3条 部局長は、前条の手続きにより申請があった学振特別研究員について、本学の教育研究上支障がない場合に限り、「東京大学特別研究員」(以下「特別研究員」という。)として、受入れを許可するものとする。

(研究期間)

第4条 特別研究員の本学における研究期間は、日本学術振興会が定める採用期間の範囲内で、認めるものとする。

(研究料)

第5条 特別研究員に対し研究料は、徴収しないこととする。

(便宜供与)

第6条 部局長は、特別研究員の研究課題の実施に必要となる施設、設備、文献、標本資料等の利用について、部局内の利用規則に則り、教育研究上支障がない範囲で便宜を与えるものとする。

2 特別研究員は、第1項のほか、本学に受入れる研究員として、所定の手続きを行なったうえで学内の施設設備等を利用することができるものとする。

3 特別研究員は、健康・安全配慮上の観点から、健康診断を希望する場合は、受診することができるものとする。

(諸規則の遵守)

第7条 特別研究員は、本学及び所属部局の諸規則を遵守しなければならない。

(知的財産の取扱い)

第8条 特別研究員として従事した研究において創出した知的財産の取扱いについては、当該特別研究員は、東京大学発明等取扱規則及びその他関連規則に定める「その他の研究者等」に該当するものとして当該規則に従うものとする。

(研究活動中の事故への対応)

第9条 特別研究員の故意又は過失が原因で起こった研究活動中の事故等による損害においては、大学は責任を負うことはできない。ただし、本学に責任が認められる場合はその限りでない。

2 特別研究員が故意又は過失により本学に損害を与えたときは、当該研究員に対し、その損害の全部又は一部について賠償を求めることができる。

第10条 この要項に定めるもののほか、特別研究員の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要項は、平成20年10月1日から施行する。

2 この要項施行の際、現に本学に学振特別研究員として受入れられている者は、この要項により東京大学特別研究員として受入れを許可されたものとみなす。